

令和5年度過疎対策関係予算

府省名:総務省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 予算案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度 比 (B/A)	令和4年度 補正予算額	備 考
1. 過疎地域等持続的発展支援交付金	805	805	0	100.0%	0	<p>過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域等の持続的発展を支援。</p> <p>①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 400百万円 ②過疎地域持続的発展支援事業 254百万円 ③過疎地域集落再編整備事業 91百万円 ④過疎地域遊休施設再整備事業 60百万円</p> <p>①については、集落ネットワーク圏において専門人材やICT等技術を活用する場合は上乘せ支援。 ②については、過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業等を支援。</p>
2. 地域経済循環創造事業交付金	500	580	80	116.0%	0	<p>産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」の推進。 原則、交付率1/2のところ、過疎地域等条件不利地域については、特例的に交付率を最大3/4とする嵩上げ措置を実施している。</p> <p>地方公共団体を核として、バイオマス、風力、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げ、地域経済循環を創造する「分散型エネルギーインフラプロジェクト」の推進。 原則、交付率1/2のところ、財政力指数0.25未満の市町村については3/4、財政力指数0.25以上、0.5未満の市町村については2/3としているほか、新規性・モデル性の極めて高い事業と認められる計画については10/10としている。</p> <p>地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、関係省庁と連携して、5年間の集中期間内に、地域に不足している専門知識を有する外部専門家を紹介するほか、外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助。</p>

令和5年度過疎対策関係予算

府省名:総務省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 予算案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度 比 (B/A)	令和4年度 補正予算額	備 考
3. 地域おこし協力隊の 推進に要する経費	244	208	△ 36	85.2%	0	都市から地方へ住民票を異動して地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」により、地域への人材環流を推進。
4. 都市・農山漁村の地 域連携による子供農山 漁村交流推進事業	18	18	0	100.0%	0	子どもの農山漁村体験の拡大、推進するためのセミナーを各地で開催。また長期継続的な交流を可能とするための計画策定の支援。加えて送り手・受け手双方が連携して取り組む宿泊体験活動をモデルとして実証調査を行い、そのノウハウを横展開により取り組みを推進。
5. 関係人口を活用した 地域の担い手確保事業	6	6	0	100.0%	0	「『関係人口』ポータルサイト」等を通じ、関係人口の意義や事例について周知や横展開を図るとともに、関係人口の創出・拡大に向けた地域側からの情報発信を促進。
6. 地域運営組織の形成 及び持続的な運営に関 する調査研究事業	18	31	13	172.2%	0	地域でのつながりを基盤として、多様な担い手による声かけ、見守りや、買物支援などの共助活動を実践する「地域運営組織」の形成や運営に関する調査研究事業を実施。

## 令和5年度過疎対策関係地方債計画額

府省名:総務省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 計画額(当初)	令和5年度 計画額	対前年度比較 増(△)減額	対前年度 比	令和4年度 計画額(補正)	備 考
	(A)	(B)	(B-A)	(B/A)		
7. 過疎対策事業債	520,000	540,000	20,000	103.8%	3,200	過疎地域の持続的発展に関する特別措置法(令和3年法律第19号)により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。
8. 辺地対策事業債	53,000	54,000	1,000	101.9%	400	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)により、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地を有する市町村が、総合整備計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

令和5年度過疎対策関係予算

府省名:総務省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 予算案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度 比 (B/A)	令和4年度 補正予算額	備 考
9. 放送ネットワーク整備 支援事業	195	66	△ 129	33.8%	0	被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備に係る費用の一部を補助(条件不利地域については、老朽化した既存幹線を同時に更改するときも補助対象(地域ケーブルテレビネットワーク整備事業))。  ※ 放送ネットワーク整備支援事業は、この事業のほか地上基幹放送ネットワーク整備事業から構成。
10. 「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業	900	900	0	100.0%	1,100	災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保等の観点から、放送により信頼できる災害情報を確実に得られるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化等の整備費用の一部補助を実施。
11. 地域情報化の推進(本省)	105	105	0	100.0%	0	地域情報化を担う専門人材の不足が課題となる中、地方公共団体におけるICTを活用した業務の効率化や住民サービスの向上を実現するための人的支援方策として、「地域情報化アドバイザー」の派遣や、地域情報化の推進に向けた環境整備・ICT利活用事業の効果検証・普及啓発等に関する総合的調査を通じて、地域活性化・地域課題の解決に資する地域情報化を推進する。
12. テレワーク普及展開推進事業	261	255	△ 6	97.7%	205	テレワークを導入しようとする企業等に対する相談支援やテレワークに関する普及啓発を実施するとともに、テレワークによる地域課題の解決に係る実証等を実施。

令和5年度過疎対策関係予算

府省名:総務省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 予算案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度 比 (B/A)	令和4年度 補正予算額	備 考
13. 高度無線環境整備 推進事業	3,683	4,196	513	113.9%	2,842	5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。 また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。
14. 携帯電話等エリア整 備事業	1,500	1,798	298	119.9%	1,001	過疎地域などの条件不利地域において携帯電話を利用可能とするため又は5Gによる高度化無線通信を可能とするために、地方公共団体や無線通信事業者等が、携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)、伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に、国がその整備費用の一部を補助する。

# 過疎地域持続的発展支援交付金

R5予算額 8億円(R4予算額:8億円)

## ○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

### ① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)

※ 交付対象経費の限度額 1,500万円

(下記事業については、限度額を上乗せ)

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- ③ 上記①+②併用事業(+1,500万円)

- 令和5年度予算額 4.0億円(令和4年度予算額4.0億円)

### ② 過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)

※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加

※ 交付対象経費の限度額 2,000万円

- 令和5年度予算額 2.5億円(令和4年度予算額2.5億円)

### ③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

- 令和5年度予算額 0.9億円(令和4年度予算額0.9億円)

### ④ 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)

〈例〉

- ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
- ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
- ・食肉、農産物等の加工施設

- 令和5年度予算額 0.6億円(令和4年度予算額0.6億円)

# ローカル10,000プロジェクト

R5予算額  
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 国の重要施策(デジタル技術の活用、ローカル脱炭素の推進)と連動した事業については、重点支援。

## 事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・地域資源を活かした持続可能な事業
- ・行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・高い新規性・モデル性がある事業
- ・地域の中核となる大学と連携して実施する事業(調査研究費等)

対象経費は、  
・施設整備費  
・機械装置費  
・備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は国費 2/3、3/4

重点支援(高上げ)

- ・「デジタル技術」国費10/10
- ・「ローカル脱炭素」国費3/4

公費による交付額 ※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

- ・公費による交付額以上

自己  
資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象

## これまでの実績 (440事業、354億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む)(R4年3月末時点))

- ・公費交付額 125億円
- ・融資額 175億円
- ・自己資金等 54億円

## 重点支援

以下の①・②に該当し、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援

①生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費10/10】

②脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】

# 分散型エネルギーインフラプロジェクト

R5予算額  
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

○地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定を支援。

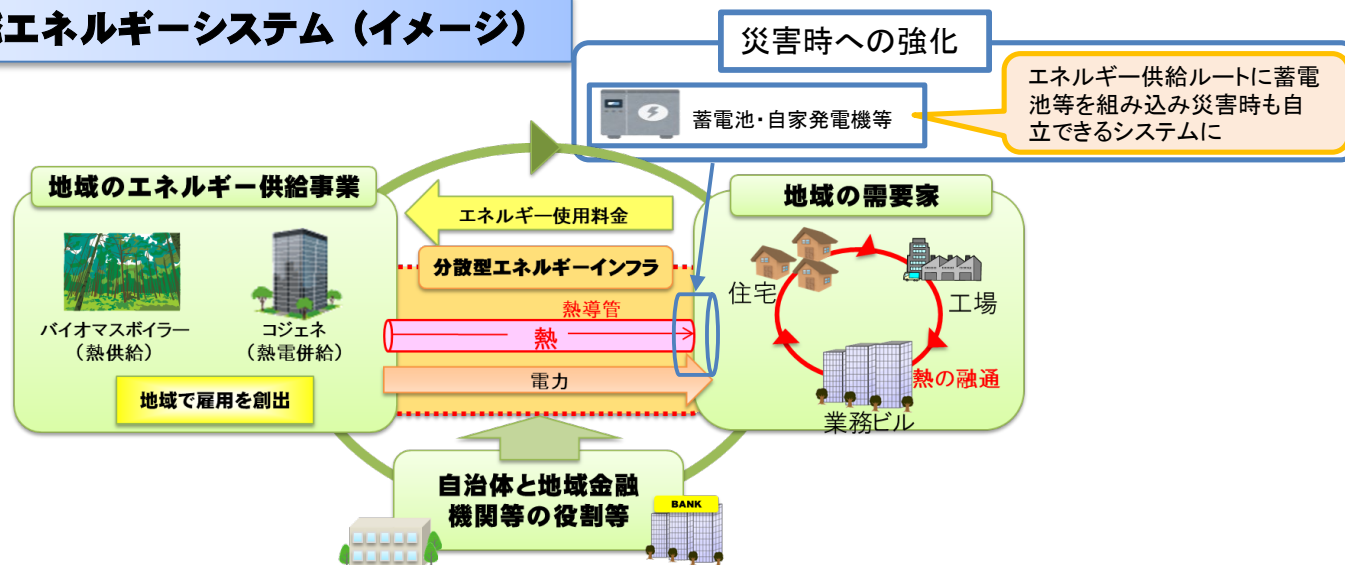
<補助対象> マスタープランの策定経費(上限2,000万円)

<補助率> 策定経費の1/2(財政力指数0.5未満市町村は2/3、財政力指数0.25未満市町村は3/4、新規性・モデル性の極めて高い事業計画は10/10)

<実績> これまでに64の団体が策定(平成26年度~令和3年度)

○各省連携のプラットフォームとして、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォース(農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省)を設け、マスタープランの策定段階から事業化まで、徹底したアドバイス等を実施。

## 地域エネルギーシステム(イメージ)



## 一般的なエネルギーシステム





# 人材面からの地域脱炭素支援

R5予算額  
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

## 概要

○地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、関係省庁と連携して、5年間の集中期間内に、**地域に不足している専門知識を有する外部専門家を紹介**するほか、**外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助**。

## 事業スキーム(イメージ)



【課題】 国・地方が一体となって脱炭素に向けた取組を進める上で、自治体や地域には、地域脱炭素を実現するための専門人材が不足

### 総務省の支援内容

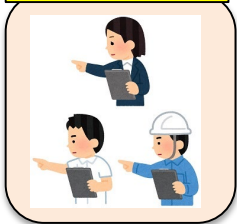
- ・関係省庁と連携して、各自治体が抱える課題に対応した外部専門家を紹介
- ・外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助

※1 補助対象：謝金、旅費、その他諸経費(教材印刷費、会場費等)(上限100万円)

※2 補助率：補助対象の1/2

助言の実施

外部専門家



外部専門家のイメージ

(課題)

エネルギー事業の運営

再エネの安定供給方法や需要家の開拓方法

事業経営や資金調達

地域のエネルギー会社や関係者のコーディネート

(外部専門家)

⇒ 地域エネルギー会社の社員

⇒ 学識経験者

⇒ 金融機関社員

⇒ 事業化経験を有する自治体職員 等

# 地域おこし協力隊の推進に要する経費

R5予算額：208百万円(R4予算額：244百万円)

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和3年度は6,015人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**強力なPR活動、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの拡充等の取組**により地域おこし協力隊を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

## 制度周知・隊員募集

### ■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- ・ 地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方の参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、事例報告やPR等により広く制度を周知するとともに、隊員同士の学び、交流の場を提供する。



### ■メディアやSNS等を活用した制度周知

- ・ 制度の更なる活用を推進するため、各種メディアやSNS等による制度周知を更に強化し、隊員のなり手の掘り起こしを行う。

### ■未導入自治体等に対するフォローアップ

- ・ **新規**募集・受入等について知見のある有識者を「地域おこし協力隊アドバイザー（仮称）」として派遣し、未導入自治体等に対するフォローアップを行う。
- ・ 募集・受入等のノウハウを全国へ広げていくため、調査分析、事例集の作成等を行う。

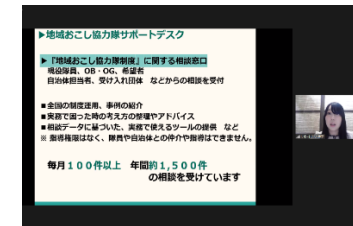
## 隊員活動期間中

### ■「地域おこし協力隊サポートデスク」等による相談体制の確保

- ・ 隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

### ■各種研修会等の実施

- ・ 初任者研修やステップアップ研修等といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化するため、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- ・ より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等の充実を図る。



### ■「ビジネスサポート事業」等の実施

- ・ 隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。

### ■OB・OGネットワークづくりの推進・強化

- ・ 各地域における協力隊OB・OGネットワークづくりを推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。
- ・ **新規**「地域おこし協力隊全国ネットワーク（仮称）」を設立し、情報の発信や関係団体との連携強化、隊員やOB・OGの活動支援に取り組む。

## 任期後

### 起業・定住

地域への  
人材還流を  
促進！

# 都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R5予算額：18百万円（R4予算額：18百万円）

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「子供の農山漁村体験交流計画」策定を支援するモデル事業を実施。
- GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展等を踏まえ、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、文部科学省、農林水産省、環境省の主催によるセミナーを開催。

## 送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



小学校  
中学校  
高等学校

学校教育活動

社会教育活動



### オンライン交流・農林漁業体験・宿泊体験活動

- ◆GIGAスクールの基盤を活かしたオンライン交流の実施
- ◆対面での交流効果向上を実現
- ◆コーディネート機能の活用
- ◆地域の学生の動員等の支援体制の整備
- ◆課題解決に向けた研究と実践

農山  
漁村



#### ■子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを全国各地で開催。

#### ■体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

##### 【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金・研修・会議に要する経費・関係団体との調整に要する経費・外部研修受講に係る受講料、旅費・印刷製本費等

#### ■子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

##### 【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネートに要する経費</li> <li>・宿泊費用、体験料等の施設使用料</li> <li>・バスや備品等の借上げ料</li> <li>・補助員等への謝金</li> <li>・子供、教員、補助員等に係る保険料</li> <li>・オンライン交流に要する経費（調整費、運営費、謝金、特産品の交換）等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネートに要する経費</li> <li>・宿泊費用、体験料等の施設使用料</li> <li>・バスや備品等の借上げ料</li> <li>・指導員、NPOスタッフへの謝金</li> <li>・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料</li> <li>・オンライン交流に要する経費</li> <li>・受入体制の整備に係る経費</li> </ul> <p>等</p>

# 関係人口を活用した地域の担い手確保事業

R5予算額:6百万円(R4予算額:6百万円)

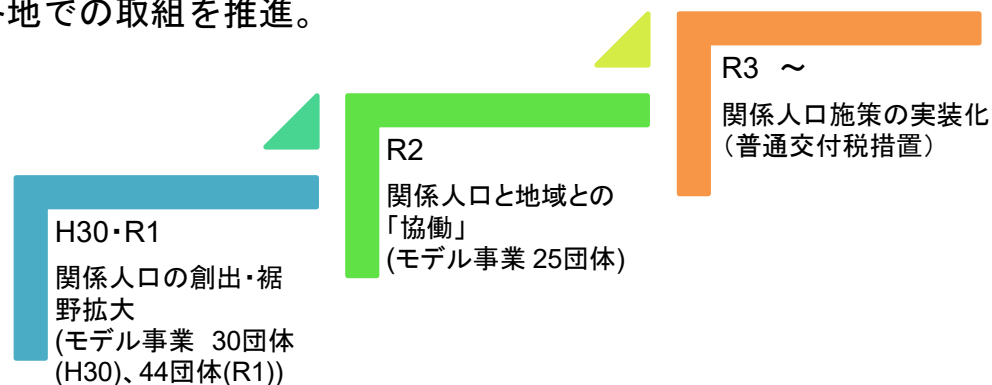
- 総務省では「『関係人口』ポータルサイト」等を通じ、関係人口の意義や事例について情報発信するとともに、平成30年度からモデル事業を実施してその成果検証を行ってきたところ。
- さらに、過年度のモデル事業を通じて得られた知見の横展開を図るとともに、「『関係人口』ポータルサイト」により地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信。
- 地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大等に向けた取組の全国各地での取組を推進。

## 全国に向けた情報発信・地域からの情報発信の強化

「『関係人口』ポータルサイト」等を通じて、関係人口が継続的により深く地域に関わるために参考となる事例やノウハウ等の横展開等を図るとともに、地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信。

## 地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

○地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、令和3年度より地方財政措置（普通交付税措置）を講じることにより、全国各地での取組を推進。



全国各地で取組の実装化

## 目指す姿

**全国各地で、  
関係人口が地域と  
関わり合いながら  
地域活性化に貢献**





地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※概ね小学校区を単位に全国に6,064団体がある。(令和3年度調査より)

## 地域運営組織に対する支援等

### ○地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・自治体職員向け地域別研修会の開催
- ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き作成 等

### ○地方財政措置（普通交付税・特別交付税）

- 1.住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
  - (1) 地域運営組織の運営支援
  - (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 2.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】



## 地域運営組織の活動事例

### (特非) きらりよしまネットワーク (山形県川西町)

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の**生活支援活動**を実施。
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



### (特非) ほほえみの郷トイトイ (山口県山口市)

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける**移動販売サービス**を実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、**高齢者の見守り**の機能も果たしている。



# 過疎対策事業債

○ 過疎市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債

## 【対象事業】

### <ハード分>

産業振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資</li> <li>○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道</li> <li>○漁港、港湾施設</li> <li>○地場産業の振興に資する施設</li> <li>○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所</li> <li>○観光、レクリエーションに関する施設</li> <li>○産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道</li> <li>○林業用作業路</li> <li>○農林漁業の経営の近代化のための施設</li> <li>○商店街振興のために必要な共同利用施設</li> </ul>	厚生施設等 <ul style="list-style-type: none"> <li>○下水処理のための施設</li> <li>○一般廃棄物処理のための施設</li> <li>○火葬場</li> <li>○消防施設</li> <li>○保育所及び児童館</li> <li>○認定こども園</li> <li>○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設</li> <li>○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設</li> <li>○診療施設</li> <li>○簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設(平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの)</li> <li>○市町村保健センター、母子健康包括支援センター</li> </ul>
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道</li> <li>○電気通信に関する施設</li> <li>○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両</li> <li>○交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道</li> <li>○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設</li> <li>○除雪機械</li> </ul>	教育文化施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>○公民館その他の集会施設</li> <li>○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</li> <li>○市町村立の専修学校、各種学校</li> <li>○図書館</li> <li>○地域文化の振興等を図るための施設</li> <li>○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備</li> <li>○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○集落再編整備</li> <li>○再生可能エネルギーを利用するための施設</li> </ul>		

### <ソフト分> ※出資及び施設整備費を除く

- 住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)

【充当率】 **100%**

【元利償還金に対する交付税措置率】 **70%**

【令和5年度地方債計画額】 **5,400億円** (令和4年度地方債計画額 5,200億円)

※令和4年度起債予定額 5,144億円

# 辺地対策事業債

○ 辺地を有する市町村が総合整備計画に基づいて行う公共的施設の整備の財源として特別に発行が認められた地方債

## 【対象事業】

産業振興施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道</li> <li>○地場産業の振興に資する施設</li> <li>○観光、レクリエーションに関する施設</li> <li>○農林漁業の経営の近代化のための施設</li> </ul>	厚生施設等 <ul style="list-style-type: none"> <li>○下水処理のための施設</li> <li>○消防施設</li> <li>○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設</li> <li>○保育所、幼保連携型認定こども園、児童館</li> <li>○母子健康包括支援センター</li> <li>○診療施設</li> <li>○簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設(平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの)</li> </ul>
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村道・橋りょう</li> <li>○農林道</li> <li>○電気通信に関する施設</li> <li>○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設</li> <li>○除雪機械</li> </ul>	教育文化施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>○公立の小中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程のスクールバス・ポート、寄宿舎、教職員住宅、学校給食施設・設備、へき地集会室</li> <li>○公民館その他の集会施設</li> </ul>
		○電灯用電気供給施設

【充当率】 **100%**

【元利償還金に対する交付税措置率】 **80%**

【令和5年度地方債計画額】 **540億円** (令和4年度地方債計画額 530億円)

※令和4年度起債予定額 518億円

# 放送ネットワーク整備支援事業（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）

● 災害時の情報伝達手段を確保する観点から、ケーブルテレビネットワーク等について以下の支援を行う。

- ① ネットワークの切断が想定される箇所等の2ルート化（複線化）等
- ② 条件不利地域における「2ルート化と同時に行う」老朽化した既存幹線の更新
- ③ 監視制御機能の強化等

について、要する費用の一部を補助する。

【令和5年度予算 0.7億円】  
（令和4年度予算 1.9億円）

※地上基幹放送ネットワーク整備事業と併せた  
「放送ネットワーク整備支援事業」の予算額

## 事業イメージ

### ○ 補助対象

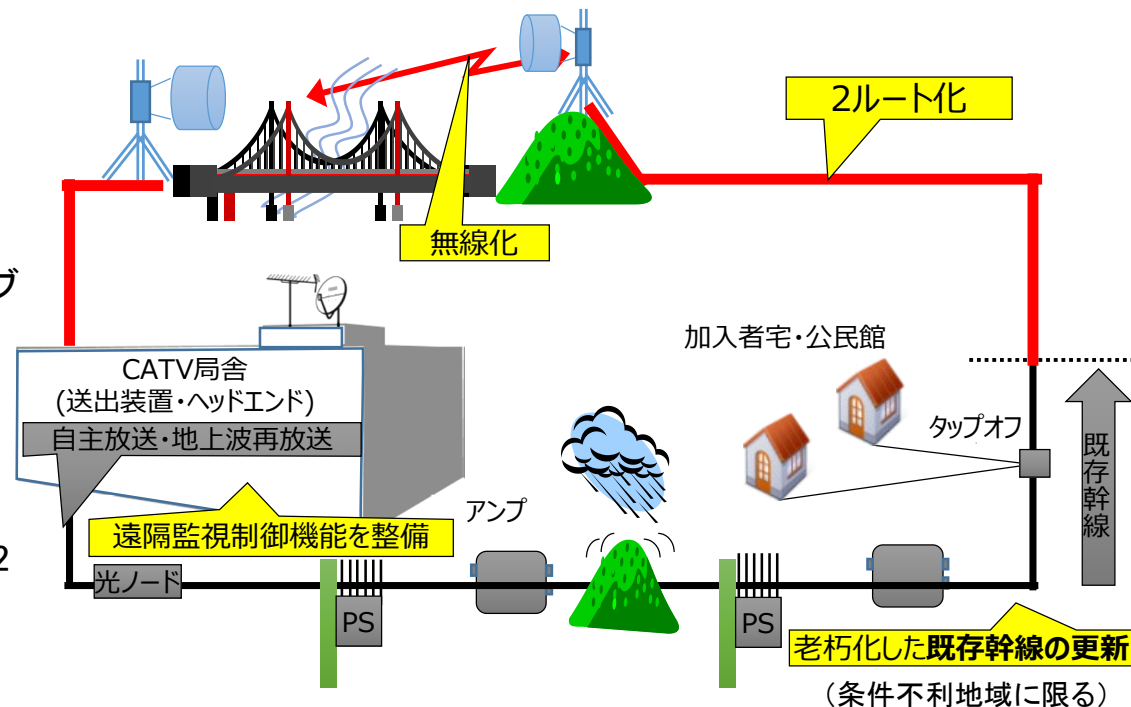
市町村、市町村の連携主体又は第三セクター  
（これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者（承継事業者）を含む。）

### ○ 補助率

- (1) 市町村及び市町村の連携主体（承継事業者）：1/2
- (2) 第三セクター（承継事業者）：1/3

### ○ 補助対象経費

局舎施設、送受信装置、伝送路設備、無線設備 等





# 「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業

- 「新たな日常」の定着・加速に向けて、新型コロナウイルス対策と災害対策を同時に進めることが必要。
- 災害時には、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止のため、在宅避難・分散避難がこれまで以上に求められる。在宅でも、放送により信頼できる災害情報を確実に得られるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化による耐災害性強化が必要。
- 災害時において、放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化等に要する費用の一部を補助する。

## 事業イメージ

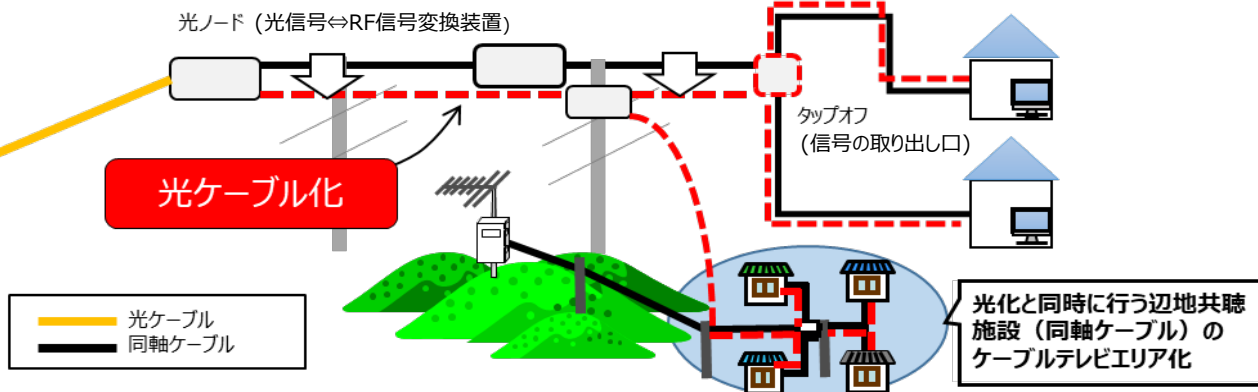
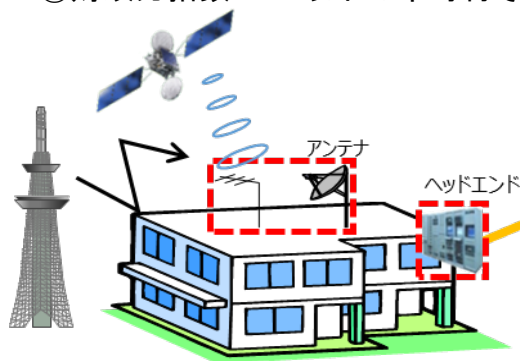
### ○ 事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター  
(これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)

### ○ 補助対象地域

以下の①～③のいずれも満たす地域

- ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
- ②条件不利地域
- ③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域



【令和5年度予算 9.0億円】  
(令和4年度第2次補正予算 11.0億円)  
(令和4年度予算 9.0億円)

### ○ 補助率

- (1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者):1/2
- (2)第三セクター(承継事業者):1/3

### ○ 補助対象経費(下図の赤字部分)

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等  
(光化と同時に行う辺地共聴施設(同軸ケーブル)のケーブルテレビエリア化に必要な伝送路設備等を含む。)

# 地域情報化の推進（本省）

R5予算額： 1億円  
(R4予算額：1億円)

○ 地域情報化を担う専門人材の不足が課題となる中、地方公共団体におけるICTを活用した業務の効率化や住民サービスの向上を実現するための人的支援方策として、「地域情報化アドバイザー」の派遣等を通じて、地域活性化・地域課題の解決に資する地域情報化を推進。

## 【施策の背景】

IoT、ビッグデータ、AI等は、社会的課題の効率的、効果的な解決手段であり、人口減少・高齢化の進展及びそれに伴う経済の低迷といった課題が特に山積している地域においては、ICTの利活用による社会的課題の解決及び地域活性化が必要。しかしながら、地域情報化の推進に際しては、依然として人材不足等の課題があることから、それら課題を解決する取組を進めることが必要。

## 【施策の具体的内容】

### ①地域情報化アドバイザー派遣事業

地方公共団体等からの求めに応じ、ICTに関する専門的な知見やノウハウを有する専門家を派遣し、ICTの利活用に関する助言等を実施

### ②地域情報化の人的支援方策等に関する調査

地域情報化の推進に向けた環境整備・利活用・人材育成や、ICT利活用事業の効果検証・普及啓発等に関する総合的調査を実施

## 地域に対する人的支援

ICT等の知見を有する専門家を地方公共団体に派遣

地域情報化アドバイザーの派遣

地域情報化の推進

総合的な調査・研究の実施

国

地方公共団体

地域情報化の推進に向けた環境整備、人材育成、実証の効果検証、普及啓発に関する調査を実施。

# テレワーク普及展開推進事業

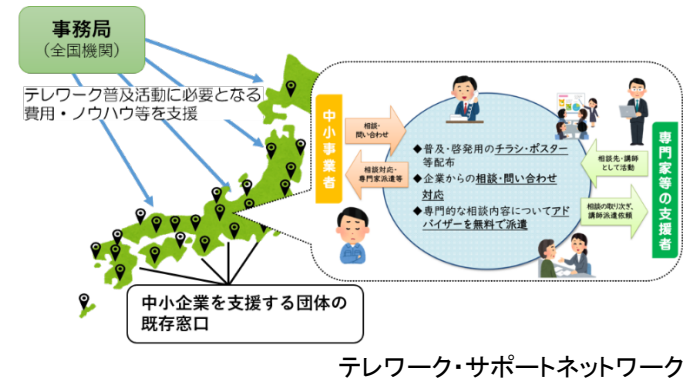
【R4当初予算 2.6億円、R5予算 2.6億円、R4二次補正予算 2.1億円】

○ テレワークを導入しようとする企業等に対する相談支援やテレワークに関する普及啓発を実施するとともに、テレワークによる地域課題の解決に係る実証等を実施。

## ■ 施策の概要

### ① テレワーク・ワンストップ・サポート

- ・テレワークマネージャー(テレワークのセキュリティ、ICTツール、労務管理に係る専門家)が、テレワークの導入・改善を検討している企業・団体の希望に応じ、無料コンサルティング(Web・訪問)を実施。
- ・各地域にテレワークの一次相談窓口を整備。



### ② テレワーク月間における普及啓発

- ・11月を「テレワーク月間」とし、テレワークの普及促進に向けた情報発信等の取組を集中的に実施。
- ・テレワークの活用において優れた取組を実施している企業等を表彰。



テレワーク月間ロゴ

### ③ テレワークによる地方課題解決に関する調査実証

- ・導入率が低い地方部における更なる普及を目指し、地域課題解決等につながる取組の調査実証。



先進事例の収集・表彰  
(テレワーク先駆者百選・総務大臣賞)



# 高度無線環境整備推進事業

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。
- また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。

- ア 事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者  
 イ 対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）  
 ウ 補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等  
 エ 負担割合： （自治体が整備する場合）

令和5年度当初予算：42.0 億円

令和4年度当初予算：36.8億円  
 令和4年度2次補正予算：28.4億円

【離島】

国 2/3	自治体 1/3
----------	------------

【その他の条件不利地域】

国(※) 1/2	自治体(※) 1/2
-------------	---------------

(※)財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

(第3セクター・民間事業者が整備する場合)

【離島】

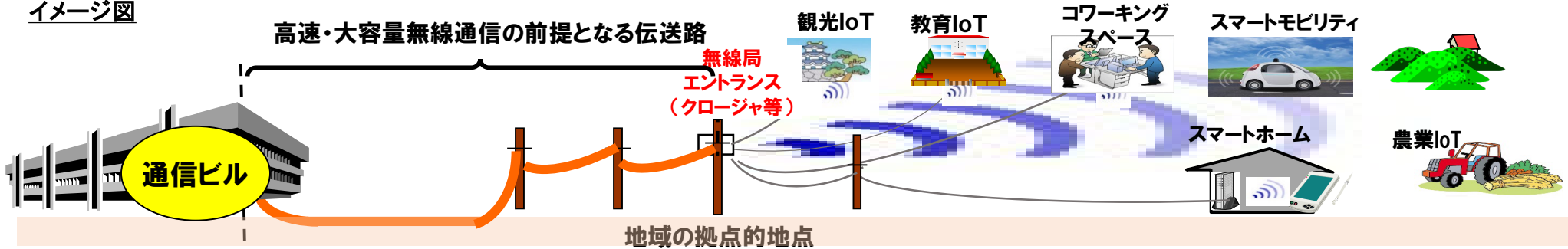
国 1/2	3セク・民間 1/2
----------	---------------

【その他の条件不利地域】

国 1/3	3セク・民間 2/3
----------	---------------

※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2

イメージ図



※新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。(公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外)

# 携帯電話等エリア整備事業

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

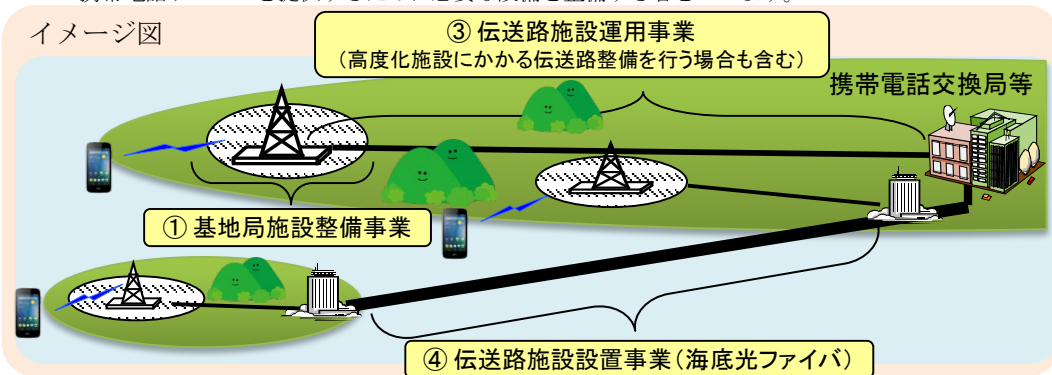
令和5年度予算 18.0億円  
 （令和4年度第2次補正予算額 10.0億円、令和4年度予算額 15.0億円）

## 施策の概要

	事業名	事業内容	事業主体	補助率												
①	基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体／無線通信事業者／インフラシェアリング事業者 ※1	事業主体：地方公共団体 【1社参画の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>都道府県</td> <td>市町村※2</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/5</td> <td>3/10</td> </tr> </table> 【複数社参画の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>都道府県</td> <td>市町村※2</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>2/15</td> <td>1/5</td> </tr> </table> ※2：地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担	国	都道府県	市町村※2	1/2	1/5	3/10	国	都道府県	市町村※2	2/3	2/15	1/5
国	都道府県	市町村※2														
1/2	1/5	3/10														
国	都道府県	市町村※2														
2/3	2/15	1/5														
②	高度化施設整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助		事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者※3 【1社整備の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </table> 【複数社共同整備等の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者等</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table> ※3：基地局施設整備事業の補助対象地域は、財政力指数0.5以下の市町村	国	無線通信事業者	1/2	1/2	国	無線通信事業者等	2/3	1/3				
国	無線通信事業者															
1/2	1/2															
国	無線通信事業者等															
2/3	1/3															
③	伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助	無線通信事業者／インフラシェアリング事業者 ※1	【圏外解消用 100世帯以上】 【高度化無線通信用 1社整備の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者等</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </table> 【圏外解消用 100世帯未満】 【高度化無線通信用 複数社共同整備等の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者等</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table>	国	無線通信事業者等	1/2	1/2	国	無線通信事業者等	2/3	1/3				
国	無線通信事業者等															
1/2	1/2															
国	無線通信事業者等															
2/3	1/3															
④	伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>離島市町村</td> </tr> <tr> <td>2/3※4</td> <td>1/3</td> </tr> </table> ※4：財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3	国	離島市町村	2/3※4	1/3								
国	離島市町村															
2/3※4	1/3															

※1 本事業において、インフラシェアリング事業者とは、自らは携帯電話サービスを行わず、専ら複数の無線通信事業者が鉄塔やアンテナなどを共用（インフラシェアリング）して携帯電話サービスを提供するために必要な設備を整備する者をいいます。

### イメージ図



### イメージ図

